

東浦町広報ひがしうら有料広告掲載仕様書

東浦町では、事業者等との協働により町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、東浦町が作成する広報ひがしうらに掲載する有料広告を募集します。

1 募集概要

(1) 募集対象

広告取扱業務を実施する事業者 1者

(2) 広告媒体、広告の規格、広告掲載位置、広告掲載期間

【広告媒体】

名称	広報ひがしうら
内容	住民の皆さんへお知らせしたい情報や、地域の情報を掲載し配布を行っています。
規格	A4判 2色刷り（C、K）又は4色刷り（C、M、Y、K）
発行冊数	15,300冊/月（2026年度当初発行予定数） ただし、年間を通じた発行冊数を確保するものではありません。
発行時期	毎月1日発行
配布方法	各地区コミュニティ加入者等への配布及び各公共施設等での配布

【広告内容】

掲載位置	枠数	規格	色数	広告掲載期間
広報ひがしうら裏面	1枠	縦 260 mm程度× 横 200 mm程度	4色刷り （C、M、 Y、K）	2026年6月号から 2027年4月号まで

【広告レイアウト】

広告の規格 (1枠あたり)	広告枠数	掲載イメージ
縦 260 mm程度 ×横 200 mm程度	1枠 ※広告下部(掲載範囲外)に「「広報ひがしうら」発行経費の一部に充てるため、有料広告を掲載しています。内容に関する詳細は直接広告主にお問い合わせください。」の一文が入ります。	

(3) 広告掲載の基準

- ア 町の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ、町資産の用途又は目的を妨げない範囲内の広告を掲載します。
- イ 法令等に違反するもの又はそのおそれがある広告は、掲載できません。
- ウ 町税等の滞納している者の広告は、掲載できません。
- エ 東浦町有料広告掲載基準第2条で定められている広告は、掲載できません。

2 広告原稿の提出スケジュール

広告原稿は、別に定める東浦町広報ひがしうら広告原稿作成ガイドラインに基づき作成し、以下に定める締切日までに、出力原稿とデータを提出すること。なお、初めて広告を出稿する広告については、締切日の10営業日前までに有料広告掲載要綱(以下、「同要綱」という。)第6条に基づく申込を行い、締切日までの間に同要綱第7条による広告掲載の決定を受けること。以下の締切日は2026年度に契約する広報紙印刷業者の都合により、多少前後する可能性があります。

広報ひがしうら発行号	広告原稿締切日
6月号	2026年5月14日(木)
7月号	2026年6月15日(月)
8月号	2026年7月15日(水)
9月号	2026年8月14日(金)
10月号	2026年9月10日(木)
11月号	2026年10月15日(木)
12月号	2026年11月12日(木)
1月号	2026年12月11日(金)
2月号	2027年1月14日(木)
3月号	2027年2月9日(火)
4月号	2027年3月16日(火)

3 広告原稿データの作成

1 Adobe Illustrator を使用する場合

- (1) CC (~最新版)
- (2) 広告原稿データは原寸(100%)で作成し、アウトラインをかけAI形式で保存すること。欄外等の広告原稿データ以外の不要なオブジェクトやトンボは外しておくこと。また、広告内で画像を使用した場合、リンク画像は原寸サイズで作成し、併せて提出すること。

2 Adobe Photoshop を使用する場合

- (1) CC (~最新版)
- (2) 広告原稿データは使用サイズの100%で解像度350dpiにすること。レイヤーがある場合は統合して、PSD形式で保存すること。

※黒を表現するときのカラーバランスは、C=0%、M=0%、Y=0%、K=100%で作成すること。

※広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告原稿作成者が著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、その支払いをすること。

4 広告原稿データの提出

広告原稿データと併せて出力見本原稿（画像形式）もメールで提出すること。

【提出先及び問い合わせ先】

政策企画部政策課広報広聴係 内線 246

メールアドレス seisaku@town.aichi-higashiura.lg.jp